

○ 経済産業省  
環境省 令第五号

水銀による環境の汚染の防止に関する法律（平成二十七年法律第四十二号）第二条第二項の規定に基づき、水銀による環境の汚染の防止に関する法律第二条第二項の要件を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月二十四日

経済産業大臣 赤澤 亮正

環境大臣 石原 宏高

水銀による環境の汚染の防止に関する法律第二条第二項の要件を定める省令の一部を改正する省令

水銀による環境の汚染の防止に関する法律第二条第二項の要件を定める省令（平成二十七年  
経済産  
環境

業省  
令第十号)の一部を次のように改正する。  
省

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改 正 後	改 正 前
<p>水銀による環境の汚染の防止に関する法律（以下「法」という。）第二条第二項の主務省令で定める要件は、次に掲げるもののいずれかに該当するものであることとする（水銀鉱の掘採に由来しないものであつて、他の鉱種の掘採に伴い生じた表土及び捨石を除く。）。</p> <p>一 法第二条第一項に規定する水銀使用製品に該当する物（新用途水銀使用製品の製造等に関する命令（平成二十七年内閣府・総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第一号）第二条第二号に該当する物を除く。）</p> <p>二 水銀（水銀化合物に含まれる水銀を含む。）をその重量の〇・〇〇一五パーセントを超えて含有する物（削る）</p>	<p>水銀による環境の汚染の防止に関する法律第二条第二項の主務省令で定める要件は、次に掲げるもの（第二号又は第三号に掲げるものにあつては、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律に基づき特定有害廃棄物等の範囲等を定める省令（平成三十年環境省令第十二号）別表第七の中欄に掲げるいずれの試験においても当該試験の区分に応じ同表の下欄に掲げる性状を示すことがないものを除く。）のいずれかに該当するものであることとする。</p> <p>一 水銀、安息香酸第二水銀、塩化エチル水銀、塩化第一水銀、塩化第二水銀、塩化第二水銀アンモニウム、塩化メチル水銀、オキシシアン化第二水銀、オレイン酸第二水銀、グルコン酸第二水銀、酢酸第二水銀、サリチル酸第一水銀、酸化第二水銀、シアン化第二水銀、シアン化第二水銀カリウム、ジエチル水銀、ジメチル水銀、臭化第二水銀、硝酸第一水銀、硝酸第二水銀、水酸化フェニル水銀、チオシアン酸第二水銀、砒酸第二水銀、よう化第二水銀、よう化第二水銀カリウム、雷こう、硫化第二水銀、硫酸第一水銀又は硫酸第二水銀を〇・一重量パーセント以上含む物</p> <p>二 核酸水銀、酢酸第一水銀、酢酸フェニル水銀、硝酸フェニル水銀又はチメロサルを二重量パーセント以上含む物</p> <p>三 前二号に掲げる水銀化合物以外の水銀化合物を含む物</p>

(削る)

(削る)

四 有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関する  
バーゼル条約附属書IV AのD1からD4まで又はIV BのR10  
に掲げる処分作業を行うために輸出され、又は輸入される物で  
あつて次に掲げるもの

イ 固形状であつて、平成三年環境庁告示第四十六号（土壌の  
汚染に係る環境基準について）別表の環境上の条件（総水銀  
又はアルキル水銀に係るものに限る。）に適合しない物

ロ 液状であつて、水質汚濁防止法施行規則（昭和四十六年総  
理府・通商産業省令第二号）第六条の二に規定する要件（水  
銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物又はアルキル水銀化  
合物に係るものに限る。）に該当する物

五 前号に掲げる処分作業以外の処分作業を行うために輸出され  
、又は輸入される物であつて次に掲げるもの

イ 固形状であつて、金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準  
を定める省令（昭和四十八年総理府令第五号）別表第三に掲  
げる基準（アルキル水銀化合物及び水銀又はその化合物に係  
るものに限る。）に適合しない物

ロ 液状であつて、排水基準を定める省令（昭和四十六年総理  
府令第三十五号）別表第一に掲げる基準（水銀及びアルキル  
水銀その他の水銀化合物並びにアルキル水銀化合物に係るも  
のに限る。）に適合しない物

附 則

この省令は、令和八年四月一日から施行する。